

事務連絡  
令和5年12月12日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

### 季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種について（依頼）

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B類疾病）に関して、今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点等については、既に以下の御連絡を差し上げているところです。

- ・ 「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（令和5年9月19日付け医政産情企発0919第1号、感感発0919第2号、感予発0919第2号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）
- ・ 「今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて」（令和5年9月19日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、予防接種課連名事務連絡）

国内のインフルエンザの定点当たり報告数は、直近1ヵ月で20前後と高い水準で推移していますが、一般社団法人日本ワクチン産業協会からは、今年度のワクチンについて、約3,135万本（1mLを1本に換算した量で、1本当たり成人2回分）が既に市場へ供給され、12月8日（金）現在では約462万本の流通在庫がある旨の報告を受けています。このため、今年度のワクチンは、引き続き安定的に供給できる見込みです。

法に基づく定期接種対象者の方々がワクチンの接種を希望される場合に、令和6年1月以降も含め、その機会を逸することのないよう、実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ改めて周知いただくとともに、ワクチンの円滑な接種について、貴管内関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。